

第127回福島市都市計画審議会

議 事 録

日 時：令和6年2月21日（水）

午後2時00分から

会 場：福島市市民会館 2階 第2ホール

◆第127回 福島市都市計画審議会 議事録

○日時：令和6年2月21日（水）午後2時～

○場所：福島市市民会館 2階 第2ホール

司 会（都市政策部 紺野次長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから第127回福島市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては何かとご多忙のなかご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、福島市都市政策部次長の紺野 文康と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず会議に先立ちまして、資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の資料は、委員の皆様事前に送付しております、「第127回 福島市都市計画審議会 次第」、「第127回 福島市都市計画審議会 議案集」、「第127回 福島市都市計画審議会 議案図集」、パワーポイントによる説明資料、「福島市都市計画審議会委員名簿」、「福島市都市計画審議会条例」「福島市都市計画審議会会議運営規則」の7種類と、お手元に置いております「座席表」となっております。

資料の不足がなければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。

初めに、本日の出席及び欠席者につきましては、座席表によりご確認をいただきたいと思っております。

次に、都市計画審議会委員で代理の出席の方のみをご紹介します。

14番の国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長 丸山 和基様におかれましては、副所長の伊藤 英和様が代理出席となっております。

次に15番、福島警察署長 保科 直樹様におかれましては、交通一課交通第二係長の高荒 亮介様が代理出席となっております。

あと16番、県北建設事務所長の長嶺 勝弘様におかれましては、主幹兼事業部長の吾妻 敬一様が、代理出席となっております。

本日の審議会は、委員20名中18人のご出席を頂いております。

よって、本審議会条例第6条2項の規定により、出席者が委員の2分の1以上の定足数に達しておりますので、本審議会は成立していることを報告いたします。

また本日の審議終了の時間は、概ね午後3時頃を予定しておりますので、委員の皆様

ご協力をお願いいたします。

続きまして、事務局職員の紹介につきましては、別紙の座席表の通りでございますので割愛をさせていただきます。

司 会（都市政策部 紺野次長）

次に、議事に入ります。

本審議会会議運営規則第5条により、審議会の議長は会長が充たることとなっておりますので、議事の進行につきましては小林会長にお願いしたいと思います。

それでは、小林会長におかれましては正面中央の議長席の方にご移動をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

議 長（小林会長）

それでは、皆さんご多忙の中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

早速進行を務めさせていただきますので、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

委員の皆様にはご専門の立場から忌憚のない意見をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

まず、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

福島市都市計画審議会については、個人情報等を含まない案件であれば公開会議とし、会議次第、審議会委員名、議事録を福島市のホームページ等に公開することについて、ご異議ございませんか。

委 員（異議なし）

議 長（小林会長）

ご異議がないようですので、会議は公開とさせていただきます。

まず、議事録署名人の選出ですが、慣例に従いまして、議長より2名指名してよろしいでしょうか。

委 員（異議なし）

議 長（小林会長）

ご異議がないようですので、本日は、3番の菱沼 寿美恵委員、11番の高木 直人委員をご指名いたします。

両委員、よろしいでしょうか。

委員（3番 菱沼委員、11番 高木委員） （了解）

議長（小林会長）

よろしくお願いいたします。

では続きまして、傍聴の申し出について、事務局より報告願います。

本日は傍聴人の申し出はありますか。

事務局（都市計画課 大波係長）

報道機関1名の申し出があります。

議長（小林会長）

事務局より傍聴人の申し出の報告がありましたので、傍聴の条件として

1. 発言は一切認めない。
2. 審議の妨げになる言動があった場合は、退場を命じる。
3. 審議が終了した時には、採決の公正を期すため、採決の前段で一時退場する。
4. 写真撮影・映像撮影・録音等は一切禁止するが、報道関係者においては、会議の冒頭に限り、写真の撮影をできる。

以上の条件で傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員（異議なし）

議長（小林会長）

事務局は、それでは傍聴人を入場させてください。

（傍聴人入場）

傍聴の条件は次のとおりといたします。

1. 発言は一切認めない。
2. 審議の妨げになる言動があった場合は、退場を命じる。
3. 審議が終了した時には、採決の公正を期すため、採決の前段で退場していただく。
4. 写真撮影・映像撮影・録音等は一切禁止するが、報道関係者においては、会議の冒頭に限り写真の撮影をできる。

以上の条件で傍聴を認めます。よろしいでしょうか。

（傍聴人了承）

議長（小林会長）

それでは、本日もご審議頂く案件は2件で、内訳は、議案第278号 県北都市計画道路の変更（案）、長期未着手の都市計画道路見直しに伴う3路線の計画廃止案件と、議案第279号 県北都市計画道路の変更（案）は、現在事業を進めている北沢又丸子線の一部区域の追加変更の案件になります。

なお表決については、1件ごとに事務局説明後、審議を経て、表決をお諮りいたします。

議長（小林会長）

それでは、事務局より議案第278号の説明をお願いいたします。

事務局（都市計画課 赤間課長）

事務局からご説明させていただきます。

都市計画課の赤間と申します。

パワーポイントの資料で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

本日は、先ほどありましたように、記載の2件の議案についてご審議いただきます。

2ページをご覧ください。

まず、議案第278号、県北都市計画道路の変更案についてご審議いただきます。

この議案は、3路線の都市計画道路の決定の廃止をご審議いただきます。

3ページをご覧ください。

道路の見直しですが、決定から50年以上経過しても着手していない路線が多くあります。

都市計画道路の予定地内で、建築する際には法に基づき制限がかかります。

例えば、階数が2階以下とか、地下を有しないと、容易に移転して除却ができるものであるということ等です。

今回の見直しと廃止については、人口減少等による交通量の減少を踏まえて、予算も限りありますので、事業の選択と集中を行い、既存道路を活用しながら効率的なネットワークの形成を図るために、見直しを行いました。

4ページをご覧ください。

令和3年、この都市計画審議会において、各路線の評価方法の決定についてご審議いただき、続きまして令和4年の5月には、見直し案の策定をこの審議会でご説明して、委員の皆様方に合意をいただきました。

その後、8月、地域代表者への説明を経てパブリックコメントを行いました。

パブコメの中で、見直し案についての反対意見等はありませんでした。

それを受けまして令和5年の3月に、全体見直し案の決定をしたところです。

その内容につきましては、市ホームページで公表していますので、後程ご覧いただければと思います。

令和5年になりまして、11月から12月にかけて、本日も審議いただきます3路線について、地権者や地域の住民の方々を対象に説明会を開催しました。

令和6年度以降に続きましても、変更・廃止路線がありますので、関係機関との協議を引続き行い、周辺住民の方々に丁寧に説明ながら進めていきます。

5ページをご覧ください。

見直し決定の内容です。

この内容に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、令和4年の5月に同意を頂いています。

29路線53区間54.7kmを対象として、記載の通り、存続、変更、廃止の路線を決定しました。

決定前後の路線数が違うのは、同じ路線の中でも、非常に長い路線もあるものですから、その区間で廃止とか存続を決定している路線もあります。

そのために見直し候補の路線数と、存続、変更、廃止の路線数が違っているということです。

今回ご審議いただきますのは廃止路線15路線のうち3路線で、左図の6番の路線と、ちょっと小さくてわかりづらいですが競馬場のところと、あと旧114号の3路線について、廃止路線として本日も審議いただきます。

6ページをご覧ください。

今回廃止する路線を赤線で引いております。

市中心部で、廃止によって付近道路への交通負荷が著しく発生しない、この3路線を選定しました。

各路線の概要についてご説明させていただきます。

まず国道114号線です。

国道4号の弁天橋の交差点から蓬萊橋の南側に至る区間で、昭和26年2月に決定し70年以上経過している道路です。

既存道路の幅員は8mから12m、片側1車線で対面通行の道路となっています。

計画延長は2,070mで、計画幅員は18mの道路です。

構造が地表式となっているのは、立体交差がなくすべて平面交差という意味です。

計画は、現在ある道路の沿道の拡幅という都市計画道路です。

計画内の建物の棟数は70棟です。

計画廃止の理由ということで、8ページをご覧ください。

平成16年、国道114号渡利バイパスが供用されました。

現在の道路は、対面通行が可能な2車線の道路です。

渡利バイパスが幹線道路としての機能と役割を担うことで、こちらの今の都市計画道路の決定の拡幅の必要が減少します。

また、この拡幅を廃止した後の114号バイパスの将来の交通量推計の結果においても、慢性的な渋滞は発生しません。

このように交通の負荷がかかりませんので、計画を廃止したいと考えています。

続きまして9ページです。

国道114号線の地域住民等への説明会です。

計画の廃止を行うためには、地域住民の合意形成が欠かせません。

そのため、12月25日に昼夜2回に分けて、道路の計画区域内の地権者、地域住民を対象に説明会を開催しました。

開催通知を150名と、あと近隣住民の方にもお知らせしたのですが、参加者は2回合計で17名と、少ない参加者でした。

ただし参加できなかった欠席者の方々には、説明会の資料、要旨などを、計画内地権者の方には直接、地域住民の方々にも回覧をして周知をしました。

周知後、欠席者の方々からは反対意見はありませんでした。

参加者からもこういったご意見がありました。

バス路線に影響あるのか、あと除雪や補修などをして欲しいというようなお話がありました。

参加者からは、反対意見はありませんでしたので、国道114号線については、廃止の方針を進めたいと考えています。

続きまして2つ目の路線です。

須川町野田町線の概要でございます。

微温湯街道のちょうどここに福島隣保館保育所がありまして、そのところから旧微温湯街道を経由して、エルティさんの高湯街道、そして県道庭坂・福島線までの区間のバイパスです。

昭和42年10月に決定、50年以上経過している都市計画道路です。

計画延長が980mで、計画幅員は15m、計画内の建物棟数は80棟となっています。

この都市計画道路には現道がありません。バイパスの計画です。

周辺道路網との状況でございます。

このエリアが、一方通行もあるのですけれども東西南北に格子状の道路があります。

また当該道路の東には太平寺・山口線、西は方木田・茶屋下線、北側には庭坂街道と高湯街道、あとは旧微温湯街道、太田町・宮ノ東線、等の基幹道路網があります。

12 ページでございます。

計画の廃止理由は、先ほども申し上げましたとおり、西側の方木田・茶屋下線と、太平寺・山口線という路線が、今回の須川町野田町線の代替道路として機能しているため、道路ネットワーク上に支障がないという判断をしています。

また、移転対象となる建物が 80 棟あります。

整備に伴い、地域コミュニティが分断されることもあるため、当該路線の計画を廃止したいと考えています。

13 ページでございます。

同じく須川町野田町線に関しましても、地区住民の説明会を開催しました。

11 月 13 日、こちらも昼夜 2 回開催しました。

こちらも 133 名と近隣住民に周知したのですが、昼夜で 22 名と少ない参加者でした。

先ほどの路線同様、欠席者の方々には説明会の資料や要旨を直接送付してお知らせをしました。

周知後、反対意見等はありませんでしたし、参加者の方々からも、ここに記載のとおりご意見等はありませんでしたが、この路線の廃止に関しての反対意見はありませんでした。

合意をいただいていますので、須川町野田町線に関しては廃止にしたいと考えています。

続きまして最後の 3 路線目です。

山下町旭町線です。

県文化センターがこの辺にありまして、現在、県文化センターの南側の市道から国道 4 号まで至る都市計画道路で、昭和 26 年に決定し、70 年以上経過しているところです。

この部分だけ計画道路の 12m に整備済みであります。それに関しては 4 号線の北町交差点から松川のあたりまで、国道 4 号沿いに福島土地区画整理事業が昭和 40 年代に施工され、その際にここの区間が 12m で整備済みになっています。

それ以外は 6 m で、東側から西側の一方通行の道路となっております。

計画している延長は 440m で、計画幅員は 12m です。

現道拡幅の計画です。

周辺道路網との関係でございます。

北側、太平寺・岡部線に関しましては、国道 13 号まで、令和 8 年度の完成を目指して整備が進められています。

南側には、旭町・霞町線、旭町・森合町線、そして市役所の北側の道路、曾根田・三本

木線は、令和6年度の完成を目指して国道13号まで整備が進められています。

こういった基幹道路が、このエリアにはあります。

16ページです。

当該道路を廃止する理由は、当該道路と並行する、旭町・霞町線、旭町・森合町線の2路線と、外縁部には太平寺・岡部線、あとはこちらにも国道13号まで接続になる都市計画道路の整備がされています。

そういったところが代替道路として機能していますし、今後数年で機能する予定ですので、道路ネットワーク上の支障がないと考えているため、当該道路の計画を廃止したいと考えています。

最後でございますが、この山下町・旭町線に関しても、説明会を開催しました。

11月27日、昼夜2回開催しました。

先ほどの2路線よりは、地権者が56名と少なく、参加者は9名でした。

欠席者には、先ほどご説明したような内容で資料と説明の要旨を送っています。

参加者からも、こういった主な意見等が出てきました。

現道はなくなるのかというお話もありましたが、今市道になっていますので、そのまま適正に管理していくと説明をしました。

それと、他の廃止路線はいつ廃止になるのかとの意見もありました。

廃止路線もまだありますので、来年度以降、3年から5年かけて地域住民の方に丁寧に説明しながら順に手続きを進めていく旨を説明したところです。

反対意見がありませんでしたので、計画廃止については住民からご理解をいただいたところです。

最後の変更手続きの経過と今後の予定でございますが、2月2日から16日まで、公告縦覧を行い、意見書の提出はありませんでした。

本日の審議会でご承認をいただいた場合、市長に答申後、県との最終協議を経て、3月中旬には都市計画道路の廃止を決定したいと考えています。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（小林会長）

ありがとうございました。

ただいま、議案第278号について事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等がございましたら、議席番号とお名前を述べてから、ご発言願います。

それではよろしくお願いいたします。

委員（2番 川崎委員）

2番の福島大学の川崎と申します。

ご説明ありがとうございました。

3つの路線の廃止ということなのですが、廃止に伴って都市計画自体は廃止だとしても、道路法といいますか、都市計画によらない道路の改良とかそういったことは予定されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長（小林会長）

ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

事務局（都市計画課 大波係長）

事務局です。

都市計画道路の廃止に伴って拡幅の計画はなくなるわけですが、現在地元から、例えば待避所を作ってくださいとかそういう要望は出てないのですが、地元から要望があれば、通常の道路の改良としてやる場合もありますし、あとは通常の維持管理として、道路がちょっと陥没したら当然修正していくと、そういう話は地元の説明会でそのような話をしてございます。

委員（2番 川崎委員）

現状のところ2番目は別として、現道があるものについては特段交通の支障になるような状況は今のところ見られないということですね。

事務局（都市計画課 大波係長）

今現在慢性的な渋滞を起こしている路線でもないので、現状のままという形になるかと思えます。

委員（16番 吾妻委員）

16番、県北建設事務所の吾妻といいます。

ご説明ありがとうございました。

参考までに教えていただければと思いますが、この3路線につきましては、50年前とか70年前に都市計画決定されたということですが、決定当時はどのようなまちづくりの考え方、どのようなまちを目指して決定されたかというところを、参考までに教えていただけたらなと思います。

といいますのも、今回廃止することになったということはそういったことも要因の1つなのかと、廃止された後の影響がないということは今の説明でよく理解できましたけれども、廃止する要因の1つということでそういったことも考慮されたのかなと思いましたが。

参考までに、国道114号線につきましてはバイパスができたということで、もともとの目的がそちらに変わったということでよくわかりやすかったですけれども、あとの2つについて、当時どのようなお考えだったのかということをご参考までに教えていただければと思います。

議長（小林会長）

ありがとうございます。

事務局、説明いただけますでしょうか。

事務局（都市計画課 大波係長）

何せ昭和26年ということで70年前のことなので、はっきりどういう考えを持って都市計画決定したかというのはわからない部分もあるのですが、想定されるのは、当時の戦争が昭和19年頃終わりました、都市計画決定が昭和26年なので、今後、戦災復興ではないですけど、将来の骨格となる都市計画道路として、昭和26年頃、当時建設省がすべて決定してございますので、そういう都市の骨格を担う道路として、都市計画決定されたのかと想定しておりますが、詳細は昔の文献がないのでわからない部分もあります。

事務局（都市政策部 森部長）

事務局でございます。

この両路線とも、昭和20年代の決定をしております。

その際は、今ほど申し上げましたように、戦後のまちづくりとしてはこの道路が必要だったというところで決定したものと推測されますが、その後、その時点ではなかった国道4号、昭和40年に今のバイパスができておりますし、高湯街道も、この時点では幅員がこれほどなかったという時代もありまして、大分道路状況が変わったというところも、今回の廃止の要因には繋がっています。

ですから、昭和26年頃の状況としては、やはり必要だという判断をしたものです。

ただ、その間に高湯街道が拡幅して道路交通がいろいろと移行したといいますか、国道4号についても、競馬場前に移行して、区画整理でできたということがあって、交通体系が変わったというのもあるというふうに捉えております。

ですので、今回の説明のようになったということをご理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

議長（小林会長）

どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それではご質問等が無いようですので、お諮りしたいと思います。

採決に入りますので、傍聴人と報道の方は恐れ入りますが一時退場をお願いできますでしょうか。

（傍聴人退場）

それでは、議案第 278 号 県北都市計画道路の変更（案）については、原案の通り同意することに決定してよろしいでしょうか。

承認される方は挙手願います。

（同意多数）

全員ということですのでよろしいですね。

承認多数と認め、議案第 278 号につきましては原案の通り同意する旨、市長に答申いたします。

それでは、事務局は傍聴人、報道の方を入場させてください。

（傍聴人再入場せず）

それでは次に議案第 279 号の説明を事務局からお願いいたします。

事務局（都市計画課 赤間課長）

引き続き事務局から、議案第 279 号 県北都市計画道路の変更（案）について、こちらは北沢又丸子線の区域の変更でございます。

20 ページをご覧ください。

北沢又丸子線の概要です。

市北部の東西のネットワークを形成する重要な幹線道路です。

交通の円滑化、両側歩道の整備もされます。

地域の活性化と交通安全の確保をするために、現在も整備が進められています。

計画変更の箇所を、この赤の部分で示しています。

事業概要は記載の通りです。

事業認可期間の予定ですが、令和 6 年度から令和 12 年度の 7 年間で予定しています。

21 ページをご覧ください。

北沢又丸子線の整備経過です。

全体計画が長く、5,380m、北沢又から丸子までの路線です。

昭和46年から整備が進められ、現在まで約5,060m完了しています。

L=317mの区間は平成21年から事業を着手しています。

現在も地権者と交渉中で、用地取得と建物等の移転補償を進めています。

現在の事業進捗率は約30%です。

22 ページをご覧ください。

この黄色い部分が今回都市計画道路で決定されているエリアになります。

この赤線の部分、No.6とNo.9が、今回区域を変更する箇所になります。

この起点の部分と終点の部分、約3.7mの高低差があります。

高低差を解消するための、擁壁や盛土が必要です。

そのエリアが都市計画区域に含まれておりませんので、今回区域の変更をするものです。

23 ページをご覧ください。

区域変更のエリアの横断図です。

No.6の横断図なのですが、上段ここの現地盤の高さがここになります。

ここが計画高になります。

この高低差が約2.9mありますので、この図のように、擁壁をどうしても設置せざるを得ません。

その擁壁を設置するために、ここに数字があるとおり、2.8mのエリアが都市計画区域外になっているため、その部分の区域の変更が必要です。

それと、No.9は、No.6ほど高低差がないものの、こちら背後の民地と高低差があり、盛土が発生します。

その盛土をするために必要なエリアがこの1.3mで、同様に都市計画区域外となっています。

変更の理由でございます。

23ページでご説明したように、計画している道路と既存の地盤高に、高低差があるため、擁壁や盛土が必要になりますが、その区域が都市計画区域外のため、区域変更をするものです。

この内容は、当然計画段階のところで把握はしていました。

把握をしていたものの、通常の道路事業で進めてきたため、都市計画区域外に関しても整備することが可能でした。

ここ数年、道路事業に関しての国の内示額が非常に厳しい状況が続いております。

先ほど説明したとおり、市北部の東西の重要な幹線道路であり、早期完成を目指す必要があるため、内示率が道路事業より優位な都市計画法に基づいた街路事業に移行し事業を進捗させたいと考えています。

そのため、都市計画法上必要な区域の変更を今回行うものです。

最後、25 ページでございます。

同じように、経過と今後の予定です。

関係町会長へ事業内容を説明し、その後都市計画公聴会を開催しました。

公述人はいませんでした。

2月2日から16日まで公告縦覧をしまして、意見書の提出はありませんでした。

本日の審議会でご承認いただいた場合、市長に答申後、県との最終協議を経て、3月中旬に決定させていただきたいと考えています。

よろしくご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（小林会長）

ただいま事務局より議案第279号について説明がありましたが、ご質問ご意見等がございましたら、議席番号とお名前を述べてからご発言願います。

それではお願いいたします。

委員（4番 遠藤委員）

説明ありがとうございます。

4番の建築士会 遠藤です。

変更箇所 No. 6 のところ、もう一度教えて欲しいのですけれども、23 ページに書いてあるように、上の段、これは断面が変わるのではなく、区画のその線引きが変わることだけですか。

議長（小林会長）

事務局お願いいたします。

事務局（道路建設課 佐藤係長）

福島市道路建設課の佐藤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

そちらのスライドの上の No. 6 の図面ですが、家の現地盤の高さというのが、今レーザ

一で示しているところで、その高低差を解消するためになだらかな坂で道路ができた場合に、No. 6 付近で約 2.9m の高低差が生じてしまいます。

図の左側に斜めにブロックが積んであるような形になっているのですが、こういった擁壁が必要になりまして、その幅分の 2.8m の幅を区域変更で追加するという形の変更をさせていただければと考えております。

委員（4番 遠藤委員）

では、既存の建物とかにはその変更によって何か影響が出るとか心配なこととかはないのですかね。

事務局（道路建設課 佐藤係長）

そちらの土地と、プラス 2.8m の追加する部分ですが、同一の土地の所有者でして、内々で交渉はさせていただきながら、概ね了解をいただいているといった状況です。

委員（4番 遠藤委員）

安全面とか、そういったことは担保されているという、ことなのですね。

議長（小林会長）

そうですね。

これは 22 ページの図にありますように、市街地を通過しておりますのでいくつかの住宅にはかかります。

しかし、これを今日の変更部分を加えたからといって、それが変わるわけではないということですね。

事務局（都市計画課 赤間課長）

この 2.8m を区域変更することによって、建物がもう 1 棟、移転が増えることはありません。

委員（4番 遠藤委員）

あと、地盤の安全面とか、もうそれは大丈夫だということですね。

ありがとうございます。

委員（5番 須藤委員）

5番の須藤と申します。

今のお話で、この道路が坂になっていくわけですね。

飯坂線のところで平面交差になるわけなのでしょうか。

事務局（道路建設課 佐藤係長）

県道福島・飯坂線とは、平面で交差する計画となっております。

委員（5番 須藤委員）

随分前からこの高低差というのはあるという、場所は私もちょっと見たことがあるので、かなりの高低差があるなど、ここをどういうふうに道路が通るのかなと思っていました。

私個人的には、多分この図になると思うんですけども、立体交差が本当に線路との交差が、ここはいいのではないかなと感じていたところです。

かなりの長い年数でこの計画が立てて頓挫していたというような感じを受けていたものですから、その間に、世の中の道路事情というのは随分変わってきていると思うのですね。

飯坂街道はかなり通行量が多くて、変な話なのですけれども、高速道路が開通し、飯坂街道に乗り継ぎ口が徐々に増え、道路も段々と高くなっていくみたいな感じがあって、それでも本当に飯坂街道は、歩道もそれから自転車道も本当に危ない状態であるものですから、そこにまたこの広い道路が交差するというのはちょっと一市民としては、大変ではないかなと感じているところです。

意見です、はい。

議長（小林会長）

それでは一言事務局から答えていただきます。

事務局（県北建設事務所 尾崎主任主査）

県北建設事務所道路課の尾崎と申します。

今ほど県道側のお話がありましたので、私ども、県道 福島飯坂線を、同じように整備を担当している者になるのですが、今現在現況が10m、狭いところで、全体の幅が9mのような場所もありまして、2車線で両側に歩道がついているのですが、これを全体で15mに拡幅するという計画を持っております。

今、測量を行って設計をやっている最中ですので、詳しいところはまだこれから調整していかなければならないのですが、立体交差にした場合、確かに交通の面では、流れがよくなるというメリットはあるのですが、その分沿線にお住まいの方々に対しては、ちょっと利便性が悪くなるという、どうしても分断されて出入りが制限されるような場面も出てきますので、市と福島交通の飯坂電車、警察とは調整したところで、平面交差が最も交通の面と沿線の生活の面と配慮した形でよろしいのではないかとということで、これまで進めております。

引き続き、福島市の事業と進捗、足並みをそろえながら、連携して進めて参りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（小林会長）

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

お答えになっているかなっていないかわかりませんが、もちろんこれは費用対効果を考
えての判断だと考えられますし、それからここまで案件としてここに至っているからには、
かなりの準備作業がすでに進行しているとお考えいただいても結構かと思うわけですね。

だから、それほど積極的に今この推進はしているというお話かと思えます。

よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

委員（12番 山田委員）

12番、市議会議員の山田です。

今ご意見を伺って、平面交差という説明でした。

私ちょっと心配するのは、農免道路と飯坂線の交差点がすごく危険なのですよね。

東側から行ったときには右折レーンがあるけれども、対向車側はそれが無いということ
で、なかなかこう曲がれないというそういう道路事情があります。

今回この幹線道路と飯坂線等が交差するとなれば、やはりかなりの交通量が予想される
のですけれども、その安全策というのを、もし今の時点で考えていることがあれば、お聞
かせいただきたいなと思えます。

事務局（道路建設課 佐藤係長）

県道飯坂線と交差する箇所には、4方向に右折レーンをつけるような方向で計画したい
と考えております。

ただ、先ほど県からもお話しありましたが、これから測量設計を詳細に詰めていくとい
うこともございますので、県及び警察と協議しながら安全な交差点になるよう、進めて参
りたいと考えております。

議長（小林会長）

今の件、22ページの図にありますように、この赤い線が計画線として入っておりますの
で、それを見ておわかりのように、交差点全体の改良になるということで、理解してよろ
しいかと思えます。

他にありますでしょうか。

議長（小林会長）

ご質問等がないようですので、お諮りしたいと思います。

採決に入りますので、傍聴人はいらっしゃらないということですので採決に入りたいと思います。

それでは、議案第 279 号 県北都市計画道路の変更（案）については、原案の通り同意することに決定してよろしいでしょうか。

承認される方は挙手願います。

（同意多数）

承認多数と認め、議案第 279 号につきましては、原案の通り同意する旨市長に答申いたします。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。

その他事務局で何かありますか。

事務局（都市計画課 大波係長）

事務局から一つ、皆さんにご相談があります。

今回、市の方でペーパーレス及びDXの推進の観点から、審議会開催通知に併せて、委員の皆様へ資料の送付についてアンケートを取らせていただきました。

その結果、メールでの送付可能な方が5名、紙での送付がいいという方が15名という結果になりました。

メールでの資料送付にご承諾いただいた方には、今回から試験的にご自分のパソコンを会場に持ってきていただいて資料を見ると、そのような形をお願いして、次回以降もできればそのようにさせていただきたいと思っています。

紙での希望の方のうち、全くパソコンお持ちでないという方については、引き続き紙での資料を送付したいと思っております。

それ以外の、パソコンはあるのですけれども、パソコンをこの会場に持ち出せないという方もいらっしゃると思いますので、そのような方には、データをメールで送らせていただいて、審議会当日は、市の方でデータを入れたパソコンを1台、皆様の机の方に用意させていただいて、見ていただくような形を今後とっていきたいというふうに考えておりますので、この件に関してちょっとそれは難しいとか、何かこの場でご意見いただければと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小林会長）

ただいま事務局より、事前資料の送付のやり方や、次回の審議会において試験的にPCを配置しながら資料説明を行いたいといったような説明がありましたが、皆さんからして、ご質問やご意見等ございましたらご発言願います。

ペーパーレス化へ向けて市も取り組みたいということかと思いますが、いかがでしょうか

か。

事務局（都市計画課 大波係長）

後日、個別にご意見をいただいてもいいので、遠慮なくいただければと思います。
特によろしいですかね。
次回以降、そのような形で進めたいというふうに思っております。
よろしくお願いします。

議長（小林会長）

それでは、もし何かありましたら、事務局の方に直接ご意見をお寄せいただけたらと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小林会長）

それでは、本日は長時間にわたりまして、委員の皆様には、慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。
議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。
どうもありがとうございました。

司会（都市政策部 紺野次長）

小林会長、スムーズな議事進行をいただきまして、ありがとうございました。
ここで、都市政策部長から連絡事項がございます。

事務局（都市政策部 森部長）

すいません、若干時間をいただきます。
昨年11月2日に、都市計画審議会でご説明させていただいた、北土地地区画整理事業の中の笹谷地区、用途地域を変更させていただいて、学校用地だったところを皆様にご承認いただきました。
都市計画決定をして、そのあと公募をさせていただいて、該当のメンバーの審査委員会を経て、北沢又の第一病院さんがこちらの方にお申込みをいただきまして、1社しかございませんでした。
その方が優先交渉者となっております。
それをご報告させていただきます。
そして皆様から、その審査会でご意見いただきました、様々な後ろの家の話とか、その辺につきましては、今その優先交渉者である第一病院さんと協議をしております。
契約にはまだちょっと至っておりませんが、皆様のご意見を反映して、周囲の方に迷惑

をかけないような第一病院さんの施設になるよう、協議して参りたいと思っております。
以上ご報告でした。
ありがとうございました。

司 会（都市政策部 紺野次長）

それでは、本日は委員の皆様方には、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第 127 回福島市都市計画審議会を閉会させていただきます。
本日は誠にありがとうございました。